

[別紙1]

## 頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援業費 補助金の事務手続きについて

### 1. 交付申請書提出

\* 交付申請は下記担当部所に提出してください。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

※基本的に概算払となります。

### 3. 事業開始 (申請時期に関わらず、令和2年4月1日以降の事業が対象となります。)

【補助金の増額を伴う場合】

県の承認が必要です。

変更申請書を下記担当部所まで電子申請、郵送又はFAXしてください。

### 4. 事業完了

※事業の完了とは:補助事業目的を達成し、かつ補助対象経費の額が確定した日

### 5. 実績報告書提出

令和3年1月29日まで。

○実績報告は、下記提出先まで電子申請、郵送又はFAXしてください。

◎補助金の支払い

交付決定通知後、概算払となります。

実績報告書の提出があり次第、補助金額を確定し、通知をもって事業完了となります。完了後は関係書類を5年間保管してください。

#### 書類提出先

■とっとり電子サービス・申請書類のダウンロード先URL

<https://www.pref.tottori.lg.jp/291280.htm>

※パソコン、スマートフォンご利用の方は「食のみやこ鳥取県」で検索してください。

■ファクシミリ:0857-26-8077

■郵送先:〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県食のみやこ推進課内 頑張ろう鳥取県緊急支援センター

なお、ご相談や申請書の提出は、最寄りの総合事務所でも受け付けております

#### お問合せ先

##### 【問合せ先】

頑張ろう鳥取県緊急支援センター (鳥取県食のみやこ推進課)

電話 0857-26-7985、0857-26-7986

ファクシミリ 0857-26-8077

メールアドレス [syoku-support@pref.tottori.lg.jp](mailto:syoku-support@pref.tottori.lg.jp)

又は、鳥取県中部総合事務所 (地域振興局内) 電話 0858-23-3985

鳥取県西部総合事務所 (地域振興局内) 電話 0859-31-9637

日野振興センター 電話 0859-72-2085